平成22年国勢調査の地域区分 （案）

集計区分		地域	集計を行う地域区分
Ⅰ 速報集計	人口等速報集計 (要計表による人口集計)	全国	全国，市部及び郡部
		都道府県	都道府県，市部及び郡部
		市町村	市区町村，各都府県の郡計及び支庁
	抽出速報集計 （１％抽出）	全国	全国，市部及び郡部
		都道府県	都道府県，市部及び人口50万以上の市区 （東京都の特別区部計を含む。）
		人口20万以上の市	人口20万以上の市（東京都の特別区部計を含む。）
Ⅱ 基本集計	人口等基本集計 <第１次基本集計> （全数集計）	全国	全国，市部，郡部及び全国人口集中地区
		都道府県	都道府県，市部，郡部，都道府県人口集中地区 及び人口50万以上の市区（東京都の特別区部計を含む。）
		市町村	市区町村，市区町村人口集中地区及び北海道の支庁
		人口20万以上の市	人口20万以上の市（東京都の特別区部計を含む。），人口20万未満の県庁所在市，18大都市の区及びこれらの人口集中地区
	産業等基本集計 <第２次基本集計> （全数集計）	全国	全国及び全国人口集中地区
		都道府県	都道府県，都道府県人口集中地区 及び人口50万以上の市区（東京都の特別区部を含む。）
		市町村	市区町村，市区町村人口集中地区及び北海道の支庁
		人口20万以上の市	人口20万以上の市（東京都の特別区部計を含む。），人口20万未満の県庁所在市，18大都市の区及びこれらの人口集中地区
	職業等基本集計 <第３次基本集計> （全数集計）	全国	全国及び全国人口集中地区
		都道府県	都道府県，都道府県人口集中地区 及び人口50万以上の市区（東京都の特別区部を含む。）
		市町村	市区町村，市区町村人口集中地区及び北海道の支庁
		人口20万以上の市	人口20万以上の市（東京都の特別区部計を含む），人口20万未満の県庁所在市，18大都市の区及びこれらの人口集中地区
Ⅲ 抽出詳細集計	抽出詳細集計	全国	全国
		都道府県	都道府県及び人口50万以上の市区（東京都の特別区部計を含む。）
		市町村	市区町村及び北海道の支庁
		人口10万以上の市	人口10万以上の市(東京都の特別区部計を含む。)及び18大都市の区
Ⅳ 従業地・通学地集計	従業地・通学地による 人口・産業等集計 （全数集計）	全国	全国
		都道府県	都道府県
		市町村	市区町村
		人口20万以上の市	人口20万以上の市（東京都の特別区部計を含む。）， 人口20万未満の県庁所在市及び18大都市の区
		人口10万以上の市	人口10万以上の市(東京都の特別区部計を含む。)及び18大都市の区
	従業地・通学地による 職業等集計 （全数集計）	全国	全国
		都道府県	都道府県
		市町村	市区町村
		人口20万以上の市	人口20万以上の市（東京都の特別区部計を含む。）， 人口20万未満の県庁所在市及び18大都市の区
	従業地・通学地による 抽出詳細集計 （抽出詳細集計）	全国	全国
		都道府県	都道府県
		人口10万以上の市	人口10万以上の市(東京都の特別区部計を含む。)及び18大都市の区
Ⅴ 人口移動集計	移動人口の 男女・年齢等集計 （全数集計）	全国	全国
		都道府県	都道府県
		市町村	市区町村
	移動人口の産業等集計 （全数集計）	全国	全国
		都道府県	都道府県
		人口20万以上の市	人口20万以上の市（東京都の特別区部計を含む。）， 人口20万未満の県庁所在市及び18大都市の区
	移動人口の職業等集計 （全数集計）	全国	全国
		都道府県	都道府県
		人口20万以上の市	人口20万以上の市（東京都の特別区部計を含む。）， 人口20万未満の県庁所在市及び18大都市の区
Ⅵ 小地域集計	人口等基本集計 に関する集計 （第１表～第８表）	町丁・字等， 基本単位区	町丁・字等別の集計地域は，基本単位区単位に付与されている基本単位区番号の上位４けたが同一の基本単位区ごとに及び上位６けたが同一の基本単位区ごとにまとめた地域とする。 なお，基本単位区番号は，次のとおり，町字コード及び基本単位区コード（計９けた）から構成されている。 町字コード（４けた）　□□□□ － 基本単位区コード（５けた）□□□□□ 町又は大字の番号　分割番号　丁目，字などの番号　基本単位区の番号　分割番号
	産業等基本集計 に関する集計 （第９表～第14表）	町丁・字等	
	職業等基本集計 に関する集計 （第15表～第16表）		
	従業地・通学地による 人口・産業等集計 に関する集計 （第17表～第18表）		
	移動人口の 男女・年齢等集計 に関する集計 （第19表）		

（注1）18大都市とは札幌市，仙台市，さいたま市，千葉市，東京都特別区部，横浜市，川崎市，**新潟市**，静岡市，**浜松市**，名古屋市，京都市，大阪市，**堺市**，神戸市，広島市，北九州市及び福岡市をいう。**(今後、岡山市が政令指定都市となった場合には、「19大都市」とする。)**

（注2）人口集中地区及び市部・郡部については、すべての統計表において集計するわけではない。